

施策：	13	人権尊重のまちづくり	財務コード	01020113-05-00
基本事業：	04	女性の人権擁護	担当部	総務部
基本事業の成果指標	女性が人権侵害を受けた割合 DVの保護件数 女性センターでの相談件数		担当課	人権政策・男女共同参画課
			担当係	男女共同参画担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	平成13年度 ~	新規・継続	継続	会計区分		実施計画
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）		2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）				
女性（相談内容により男性）		女性がかかえる様々な問題や悩みの相談窓口として、市役所内及び生涯学習センターに設置している女性センターの相談室にて、女性相談員による総合相談事業および専門的相談である女性弁護士による法律相談事業を実施するもの。 (1)女性相談員による随時の総合相談事業（面接相談、電話による相談） 女性相談員による総合相談 月曜日～金曜日 9:00～16:30 (2)専門的相談事業（面接相談） 女性弁護士による法律相談 第2・4火曜日 13:00～16:00（一人30分）（2週間前からの予約制）				
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）						
女性のさまざまな相談に応じることで、問題の解決や女性の自立を支援する。						
4. 成果（簡易評価は未記入）						

成果指標名称	単位	29年度	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	目標
		実績	実績	当初	要求	計画	計画	
女性センター相談室への相談実件数	件	734	765	700	700			620
相談での問題解決策の提示率	%	100	100	100	100			100

5. コスト								
事業費	計	千円	2,208	2,925	2,958	3,335		
	国	千円	0	0	0	0		
	県	千円	0	0	0	0		
	地方債	千円	0	0	0	0		
	その他	千円	0	0	0	0		
一般	千円	2,208	2,925	2,958	3,335			
正職員人工数	人工	0.05	0.15	0.4				
正職員人件費	千円	400	1,213	3,226				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)	千円	2,608	4,138	6,184	3,335			

6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）	
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）	相談内容は、夫婦間の問題や親子間の問題、地域での人間関係、さらにはこれらが複雑に絡みあった相談が増加している。そのため、相談内容に応じて関係課や警察、児童相談所等と連携して問題の解決にあたっている。一回の相談では解決しない複雑な問題も多く、そのような問題に対しては何度も相談を繰り返しながら必要に応じ各課等とも協議するなど、連携してよりよい問題解決策を提示している。 1月から相談員が本庁に移ったことにより従来よりも連携しやすくなっている。

7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）			
対象動向	維持	類似事業	あり
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	あり
成果向上余地	中程度		

8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）	改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
--------------------------	-------	----	-----	----	------

総合相談は、年間700件を超える相談がっており、問題解決および女性の自立支援のために今後も継続し実施していく。 また、相談事業については、関係課で連携しながら相談者を支援することが必要であることから、連携している関係課の相談員のスキルアップにつながるような場の設定も検討していかなければならない。	類似事業としては、総務課が実施する無料法律相談と、「女性に対するあらゆる暴力の根絶事業」で実施している「ちくし女性ホットライン」がある。 課題としては、女性相談員が1名であることから急な相談希望には対応できないことも多いことである。
---	---

事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）	備考・特記事項 or 進行管理欄
社会情勢の変化に伴う女性相談に関するニーズの高まりを踏まえ、平成13年度から相談事業を実施している。近年では、男性に対するDVやセクハラも新たな課題となっており、市民の人権尊重に関する認識を高めるとともに、暴力防止のための広報・啓発活動や被害者支援策を継続していかなければならない。	専門的相談事業のうち、女性カウンセラーによる心や生き方の相談については、平成28年度から総合相談事業に統括した。 また上記の統括により、女性センターに女性相談員が1名となったことから、この女性相談員がケースの処遇に困難をきたす場合にスーパービジョンが受けられるような体制を取った。